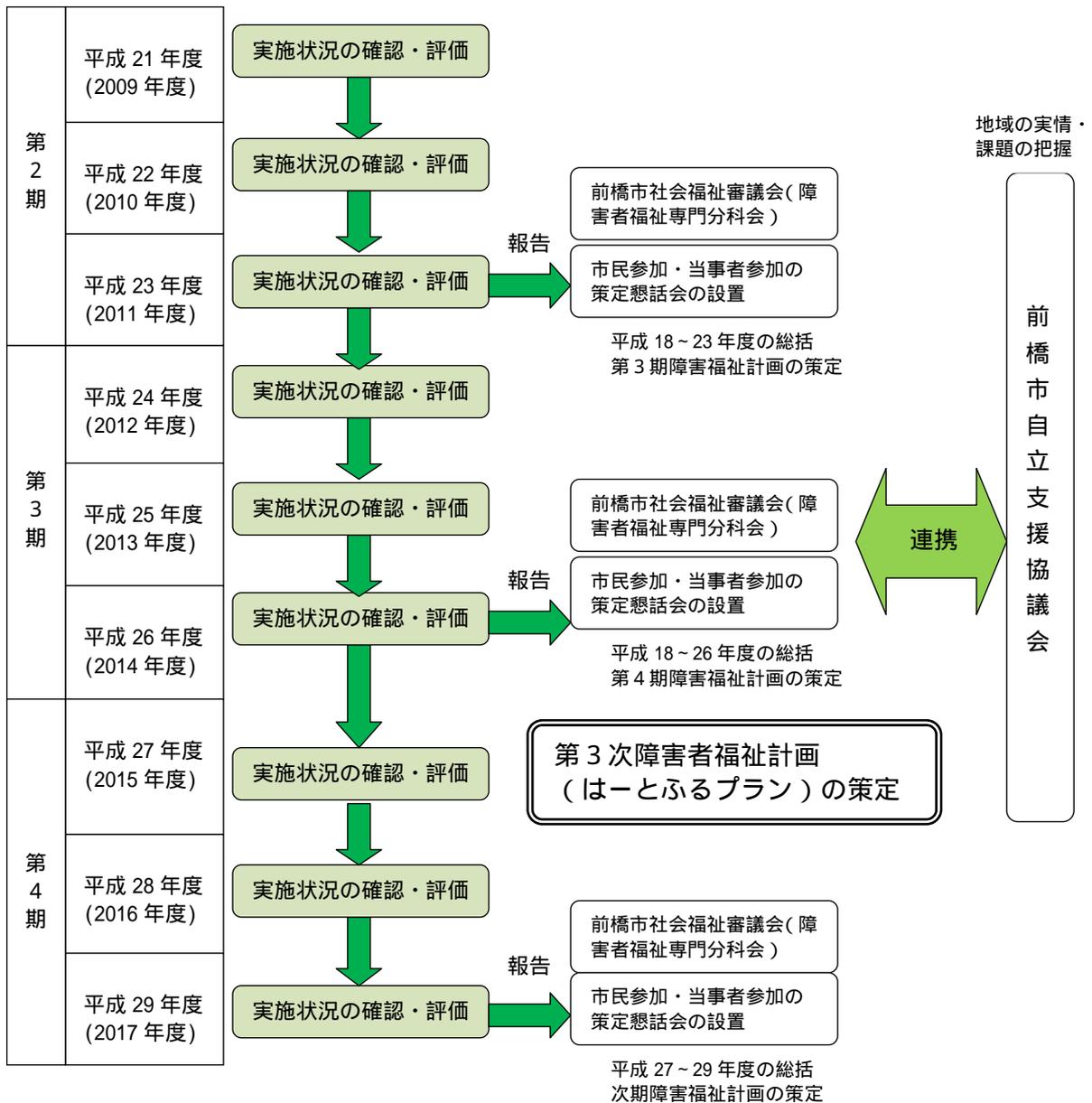


第7章 計画の推進

第1項 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、毎年度、障害福祉課において事業の実施状況の確認や評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じることで、計画を着実に推進します。

また、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題等の把握に努めます。



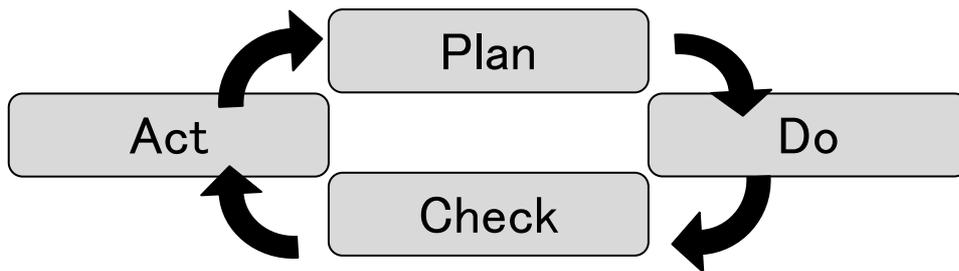
前橋市社会福祉審議会は、社会福祉法に基づき社会福祉に関する事項を調査審議するために設置され、民生委員審査専門分科会、障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会の4つの専門分科会で構成

P D C Aサイクルの必要性

障害福祉計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市では、基本目標（成果目標）及び障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。また、中間評価の際には、前橋市自立支援協議会や前橋市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めます。さらに、障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うよう努めます。

（PDCAサイクルのイメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第2項 計画等に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。